

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

本 別 町 農 業 委 員 会

第 2 7 回 総 会 議 事 録

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

自 平成28年7月26日

至 平成28年7月26日

本 別 町 農 業 委 員 会

第 27 回本別町農業委員会総会議事録

開催日時	平成 28 年 7 月 26 日 (火曜日)											
開催場所	本別町役場 3階会議室											
開催及び 閉会日時	開 会	平成 28 年 7 月 26 日			午後 4 時 02 分							
	閉 会	平成 28 年 7 月 26 日			午後 4 時 24 分							
出席委員 (11名)	議 席	委 員 名			出	欠	議 席	委 員 名			出	欠
	1 番	荒 木 幸 造			○		9 番	牧 田 安 史			○	
	2 番	山 西 輝 美			○		10 番	小 笠 原 徹			○	
	3 番	新 津 初 男			○		11 番	斎 等			○	
	4 番	細 田 昇			○							
	5 番	荒 哲 弘			○							
	6 番	阿 保 静 夫			遅	刻						
	7 番	山 西 二三夫			○							
	8 番	風 間 進			○							
職務のため出席 した者の職名		事務局長 郡 弘 幸 主 任 南 部 裕 介 主 事 山 崎 拓										
議 長		会 長 山 西 輝 美										
議事録署名委員		4 番 細 田 昇 委員 5 番 荒 哲 弘 委員										

第 27 回本別町農業委員会総会

議事日程

開会宣言

- 日程 1 議事録署名委員の指名 4 番 細田昇委員 5 番 荒哲弘委員
- 日程 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 日程 3 報告第 2 号 農地転用に係る完了届について
- 日程 4 報告第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用調整結果について
- 日程 5 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程 6 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
- 日程 7 議案第 3 号 「本別町農地移動適正化あっせん基準」の見直しについて
- 日程 8 議案第 4 号 下限面積（別段の面積）の設定について

閉会宣言

第27回 本別町農業委員会総会

(議事録)

開会宣言	(午後4時2分)
山西議長	本日、農業委員会総会の開催にあたり、委員の皆様には公私共何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。 それでは、只今から、第27回本別町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は10名です。 よって定数に達しておりますので、本総会は成立しております。
日程1	議事録署名委員の指名
山西議長	議事録署名委員を指名致します。 本日の議事録署名委員は、会議規則第14条により、4番細田 昇委員、5番荒 哲弘委員を指名しますので宜しくお願いします。
日程2	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
山西議長	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。1番から5番について、一括報告と致します。 事務局より報告内容の説明を求めます。
山崎主事	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり、農地の賃貸借について関係者から解約の通知があったので報告する。 平成28年7月26日、本別町農業委員会会長。 番号1番から番号5番 朗読 以上です。
山西議長	只今、事務局から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。 どなたか質問ありませんか。 (ありませんとの声)
山西議長	質問がないようですので、報告第1号はこれで報告済みといたします。

<p>日 程 3</p>	<p>報告第2号 農地転用に係る完了届について</p>
<p>山西議長</p>	<p>報告第2号、農地転用に係る完了届について、を議題とします。</p> <p>事務局より報告内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>報告第2号、農地転用に係る完了届について</p> <p>次のとおり、農地法第4条の規定による農地転用事業に係る完了届のあったものについて報告する。</p> <p>平成28年7月26日、本別町農業委員会会長。</p> <p>番号1番、朗読</p> <p>以上です。</p>
<p>山西議長</p> <p>荒委員</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>報告第2号1番について報告いたします。平成28年7月13日に、私荒と新津委員、牧田委員の3名で調査をまいりました。</p> <p>平成26年10月24日付け本農委第26の4号で許可した本件について、計画どおり転用が完了していたことを確認してまいりましたので報告いたします。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですので、報告第2号はこれで報告済みと致します。</p>
<p>日 程 4</p>	<p>報告第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について</p>
<p>山西議長</p>	<p>報告第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について、を議題とします。始めに1番について報告致します。事務局より報告内容の説明を求めます。</p>
<p>南部主任</p>	<p>報告第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づき農用地利用調整委員会による調整を行ったので下記のとおり報告する。平成28年7月26日 本別町農業委員会会長</p> <p>番号1番 朗読</p>

<p>山西議長 荒木委員</p>	<p>番号1番については、成立しました。なお、土地の評価表及び特記事項につきましては記載のとおりであります。以上です。</p> <p>次に、調整委員長から調整結果について報告願います。</p> <p>1番の利用調整結果について、報告いたします。現地調査日は平成28年7月1日、調整委員会は、平成28年7月13日に開催し、当日の調整委員は、私荒木と新津委員、小笠原委員、地区の荒委員にアドバイスをお願いして行いました。</p> <p>氏が売買を希望している農地について調整を行った結果、A団地は当該地区標準モデル価格 237,000 円・土地評価点 87 点、排水性乖離 10%減を適用し、10a当り 185,600 円で、 氏と調整を行ったところ、出し手・受け手双方合意により調整が成立したことを報告いたします。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調整委員長から報告がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですので、報告第3号1番はこれで報告済みといたします。</p> <p>次に、2番について報告致します。事務局より報告内容の説明を求めます。</p>
<p>南部主任</p>	<p>番号2番 朗読</p> <p>番号2番については、成立しました。なお、土地の評価表及び特記事項につきましては記載のとおりであります。以上です。</p>
<p>山西議長 牧田委員</p>	<p>次に、調整委員長から調整結果について報告願います。</p> <p>2番の利用調整結果について、報告いたします。現地調査日は平成28年7月1日、調整委員会は、平成28年7月13日に開催し、当日の調整委員は、私牧田と新津委員、荒委員、地区の風間委員にアドバイスをお願いして行いました。</p> <p>氏が賃貸を希望している農地について調整を行った結果、A団地は当該区地参考借地料 7,600 円・土地評価点 95 点、鳥獣被害 10%減を適用し、10a当り 6,500 円で、B団地は当該区地参考借地料 7,600 円・土地評価点 67 点、鳥獣被害 10%減を適用し、10a当り 4,580 円で 氏と調整を行ったところ、</p>

	<p>出し手・受け手双方合意により調整が成立したことを報告いたします。</p> <p>(阿保議員着席)</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調整委員長から報告がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですので、報告第3号2番はこれで報告済みといたします。</p>
日 程 5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
山西議長	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。</p> <p>はじめに、1番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請について、下記の通り提出があったので許可の可否について議決を求める。平成28年7月26日、本別町農業委員会会長。</p> <p>農地法第3条第2項各号に要する判断については、別添の農地法第3条調査書を添付しましたので説明を省略させていただきます。</p> <p>番号1番 朗読</p> <p>以上です。</p>
山西議長	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
荒委員	<p>議案第1号1番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p>

山西議長	<p>(ありませんとの声)</p> <p>質問がないようですのでお諮りします。議案第1号1番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
山西議長	<p>(ありませんとの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号1番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、2番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>番号2番 朗読</p> <p>以上です。</p>
山西議長 新津委員	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第1号2番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p>
山西議長	<p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p>
山西議長	<p>(ありませんとの声)</p> <p>質問がないようですのでお諮りします。議案第1号2番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
山西議長	<p>(ありませんとの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号2番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、3番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>

山崎主事	<p>番号3番 朗読</p> <p>以上です。</p>
山西議長 荒委員	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第1号3番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p>
	<p>本申請は、農地法第3条による貸貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第1号3番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号3番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、4番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>番号4番 朗読</p> <p>以上です。</p>
山西議長 荒委員	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第1号4番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による貸貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p>

山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第1号4番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号4番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、5番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>番号5番朗読</p> <p>以上です。</p>
山西議長	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
荒委員	<p>議案第1号5番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第1号5番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号5番は提案のとおり許可することに決定されました。</p>

<p>山崎主事</p>	<p>次に、6番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p> <p>番号6番 朗読</p> <p>以上です。</p>
<p>山西議長 荒委員</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第1号6番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第1号6番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号6番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、7番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>番号7番 朗読</p> <p>以上です。</p>
<p>山西議長 荒委員</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第1号7番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と</p>

山西議長	<p>現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p> <p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第1号7番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号7番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、8番と9番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>番号8番と番号9番朗読</p> <p>以上です。</p>
山西議長	<p>只今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第1号8番と9番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号8番と9番は提案のとおり許可することに決定されました。</p>
日 程 6	<p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について</p>
山西議長	<p>議案2号農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、を議題とします。1番と2番について一括提案いたします。</p>

<p>南部主任</p>	<p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p> <p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について。次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について決議を求める。平成28年7月26日、本別町農業委員会会長。</p> <p>番号1番と番号2番 朗読</p> <p>以上です。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号は提案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号は提案のとおり決定されました。</p>
<p>日 程 7</p> <p>山西議長</p>	<p>議案第3号 「本別町農地移動適正化あっせん基準」の見直しについて</p> <p>議案第3号 「本別町農地移動適正化あっせん基準」の見直しについて、を議題とします。</p>
<p>南部主任</p>	<p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p> <p>議案第3号 「本別町農地移動適正化あっせん基準」の見直しについて。</p> <p>農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日付け法律第88号）第6条第2項の規定に基づき、農業振興地域内の農用地等の権利の移転等について、北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領の改正に伴い、本別町のあっせん基準の変更が必要となったので、別紙のとおり「本別町農地移動適正化あっせん基準（案）」のとおり、変更することについて審議されたい。</p> <p>平成28年7月27日。本別町農業委員会会長。</p>

	<p>見直しの理由ですが、平成28年5月30日付で北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領が一部改正されましたので、要領との整合性を図るため、基準の一部見直しをするものであります。</p> <p>これは、平成28年4月1日に農地法が改正されたことにより、農業生産法人から農地所有適格法人に呼称が変更されたことに伴うもので、別表の経営形態や基準面積等を見直しするものではありません。下線をひいてある部分が今回の見直しをするところでございます。</p> <p>見直しの概要としては3点あります。</p> <p>1点目は、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改めるものです。</p> <p>2点目は、「農地法施行令第6条第2項第3号」を「農地法施行令第2条第2項第3号」に改めるものです。</p> <p>3点目は、優先してあっせんする者に、「地域の中心となる経営体（農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項の規定による地域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者をいう。）」の部分「認定就農者（基盤強化法第14条の4第1項の規定により認定を受けた者をいう。）」に変更するものです。</p> <p>施行期日につきましては、道知事の認定日となります。</p> <p>以上、提案理由の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>只今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p>
山西議長	<p>(ありませんとの声)</p> <p>質問がないようですのでお諮りします。議案第3号は提案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
山西議長	<p>(ありませんとの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p>

<p>日 程 8</p>	<p>したがって、議案第3号は提案のとおり決定されました。</p>
<p>山西議長</p>	<p>議案第4号 下限面積(別段の面積)の設定について</p>
<p>山西議長</p>	<p>議案第4号 下限面積(別段の面積)の設定について、を議題とします。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>山西議長</p>	<p>議案第4号 下限面積(別段の面積)の設定について</p>
<p>山西議長</p>	<p>平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲で別段の面積を定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることになりました。</p>
<p>山西議長</p>	<p>これにより、毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議する必要があるため、今年度の下限面積(別段の面積)の設定について以下のとおり提案いたします。</p>
<p>山西議長</p>	<p>平成28年7月26日、本別町農業委員会会長</p>
<p>山西議長</p>	<p>(1) 農地法施行規則第17条第1項の適用について</p>
<p>山西議長</p>	<p>方針、現行の下限面積(別段の面積)2ヘクタールの変更は行わない。</p>
<p>山西議長</p>	<p>理由、2015農林業センサスで、管内の農家で2ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家数の9割を超えており、現在における状況においても変化はないため。</p>
<p>山西議長</p>	<p>(2) 農地法施行規則第17条第2項の適用について</p>
<p>山西議長</p>	<p>方針としては、現行の下限面積(別段の面積)2ヘクタールの変更は行わない。</p>
<p>山西議長</p>	<p>理由としては、管内の耕作放棄地率は1%以下と低い現状であるため。</p>
<p>山西議長</p>	<p>以上です。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p>
<p>山西議長</p>	<p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第4号は提案のとおり決定すること</p>

山西議長	<p>に異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第4号は提案のとおり決定されました。</p> <p>以上で、本日の総会に提案された案件は全て終了しました。これで会議を閉じます。大変ご苦勞さまでした。</p> <p>午後4時24分終了する。</p>
------	--

以上、会議のてん末を録し議事録とする。

以上のとおり相違ないことを認め署名する。

平成 28 年7 月 26 日

議 長

署名委員

署名委員